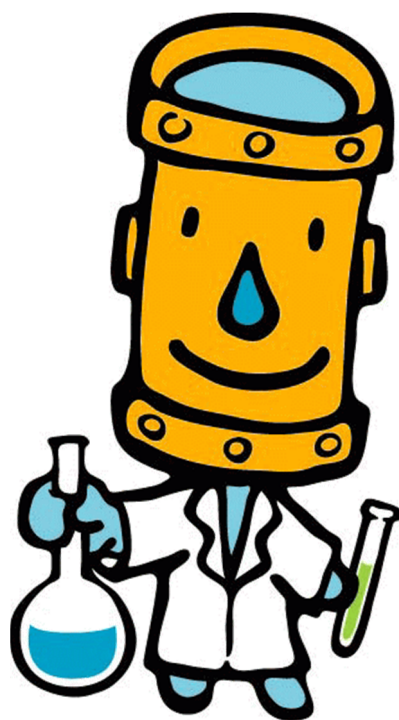



令和6年度 水質検査計画



～安全でおいしい水道水の供給のため、適正な水質検査を行います～

 秋田市上下水道局

目 次

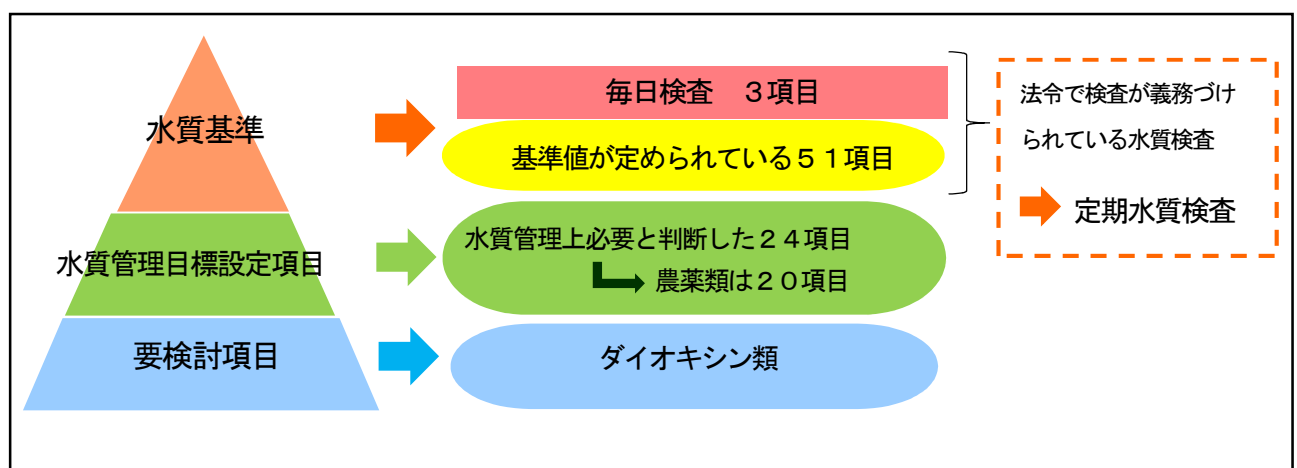
	ページ
1 基本方針	1
2 水道事業の概要	2
3 原水の特徴および水道水の水質状況等	4
4 検査項目、検査頻度および検査地点とその理由	5
5 水質検査方法	7
6 臨時水質検査	7
7 水質検査の自己／委託の区分	7
8 水質検査結果の公表	7
9 水質検査の精度と信頼性保証	8
10 関係機関との連携	8
11 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	8
表 5 検査地点と検査の種類	9
表 6 水質基準項目の検査	10
表 7 水質管理目標設定項目の検査	11
表 8 要検討項目の検査	11
表 9 クリプトスポリジウム等の検査	11
表 10 農薬類の検査	12
図 1 検査地点（毎日検査）	13
図 2 定期水質検査地点（水質基準項目）	14

1 基本方針

水道事業者は、水質検査の項目、水の採取場所、検査の回数およびその理由などについて記載した水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定し、公表しなければなりません（水道法施行規則第15条第6項および第17条の5）。

秋田市上下水道局では、安全でおいしい水を供給するため、次の基本方針のとおり水質検査計画を策定し、これに基づいて水質検査を実施し、水源(原水)からご家庭の給水栓(じゃ口)に至るまでの水質管理を適正に行います。

検査の種類		基本方針
法律に基づく検査	定期水質検査	<p>【毎日検査】 水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく、一日一回以上行う色および濁り並びに消毒の残留効果に関する検査です。 一般市民に委託し、給水栓で毎日検査します。</p> <p>【水質基準項目】 水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づく定期水質検査です。水道水が満たさなければならない水質基準全51項目を、給水栓を基本とし、すべて自己検査します。</p>
	水質管理目標設定項目検査	<p>【水質管理目標設定項目】 将来にわたり水道水の安全性を確保していくために、水質基準項目に準じて水道水の水質を管理していく上で留意すべき24項目について検査します。 農薬類の一部およびペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査については外部分析機関に委託します。</p>
独自に行う検査	要検討項目検査	<p>【要検討項目】 毒性評価が定まらない物質や水道水中での検出実態が明らかでない項目のうち、ダイオキシン類の検査について外部分析機関に委託します。</p>



2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和4年度の実績を表1に示します。

表1

給水人口 (人)	299,299
給水世帯数	137,573
普及率 (%)	99.7
1日最大給水量 (m ³)	107,971 ※令和5年2月2日
1日平均給水量 (m ³)	93,732



雄物川と仁井田浄水場（手前）、豊岩浄水場（奥）

(2) 浄水施設の概要

令和6年度の施設概要を表2に示します。

表2

浄水場名	計画浄水量 m ³ /日	原水の 種類	浄水処理 方式	使用薬品
にいだ 仁井田浄水場  仁井田字新中島 221-2	154,600	雄物川 表流水	急速ろ過 方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道用ポリ塩化アルミニウム 水道用水酸化ナトリウム 水道用次亜塩素酸ナトリウム
とよいわ 豊岩浄水場  豊岩豊巻字上野 164	35,800			

浄水場名	計画浄水量 m ³ /日	原水の 種類	浄水処理 方式	使用薬品
<p>にべつ 仁別浄水場</p>  <p>仁別字堂ノ下 16-2</p>	960	地下水	急速ろ過 方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道用ポリ塩化アルミニウム 水道用次亜塩素酸ナトリウム
<p>まつぶち 松 渕 浄水場</p>  <p>河辺松渕字大土手下 13</p>	3,803	地下水	急速ろ過 方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道用ポリ塩化アルミニウム 水道用次亜塩素酸ナトリウム
<p>にわかざわ 俄 沢 浄水場</p>  <p>河辺岩見字俄沢 252</p>	1,974	地下水	緩速ろ過 方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道用次亜塩素酸ナトリウム

3 原水の特徴および水道水の水質状況等

(1) 原水の特徴

秋田市の水道の主な水源は、雄物川表流水（仁井田浄水場および豊岩浄水場）です。また、仁別浄水場、松濑浄水場および俄沢浄水場は地下水を水源としています。

原水の検査は、水質の季節変動、浄水処理方法、原水の特徴などに留意して行っています。

それぞれの浄水場と原水の特徴などを表3に示します。

表3

浄水場名	原水の種別	原水の特徴および留意点
仁井田浄水場	雄物川表流水 ※1 河川A類型 ※2	水量が比較的豊かで安定していますが、降雨の影響により水質が変動します。水質基準項目の中で特に高く検出される項目は、一般細菌、アルミニウム、鉄、マンガン、色度および濁度です。また、クリプトスポリジウム等指標菌や、ごく微量の農薬類が検出されます。大雨の後にジェオスミン、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）の濃度が上昇することがあります。
豊岩浄水場	雄物川表流水 河川A類型	仁井田浄水場原水とほぼ同じ特徴がありますが、マンガンが仁井田浄水場原水より高く検出される傾向にあります。雄物川の渇水期に水質悪化の影響を受けやすい傾向にあります。
仁別浄水場	地下水	pHが低い傾向にありますが、水質は安定しています。クリプトスポリジウム等指標菌が検出されることがあります。
松濑浄水場	地下水	pHが低い傾向にあり、鉄、マンガンが高く検出されますが、水質は安定しています。
俄沢浄水場	地下水	pHが低い傾向にありますが、水質は安定しています。クリプトスポリジウム等指標菌が検出されることがあります。

※1 表流水：河川や湖沼など存在が完全に地表面にあるものです。

※2 河川A類型：河川に関する「生活環境の保全に関する環境基準」で、河川A類型に分類される河川の水を水道水として利用する場合は、沈澱ろ過等による浄水処理が必要となります。

(2) 水道水の水質状況

水質基準項目の検査では、すべての浄水場の出口の水（浄水場浄水）、配る途中の水（配水池）および給水栓で水質基準を満たしていることを確認しています。検出値は基準値と比べ低い値となっており、「安全な水」といえます。

4 検査項目、検査頻度および検査地点とその理由

(1) 法令に基づく定期水質検査

ア 毎日検査

水道水は、外観がほとんど無色透明であること、また、塩素消毒が確実に行われていることが求められます。この検査は、一日一回以上行う検査として定められており、全29か所の給水栓（表4、図1）で検査します。

表4

検査項目	評価	検査頻度	地点数
色	異常でないこと	一日一回以上 (毎日)	29地点
濁り	異常でないこと		
消毒の残留効果	残留塩素 0.1mg/L 以上		

イ 水質基準項目の検査

供給される水が水質基準全51項目に適合するかどうかを判断できるよう、全ての浄水場、配水池系で計26か所（浄水場原水5か所除く）の検査地点（表5、図2）を設定し、それぞれの項目について法令等で定める検査頻度に応じて年4回から12回検査します。（表6）

検査地点を設定するに当たり、給水栓において送配水施設内で濃度が上昇しないことが確認されている21項目のうち18項目は、給水栓に代えて浄水場浄水を検査地点とし、残りの3項目は浄水場浄水の検査に加えて給水栓で年1回検査しています。

また、地下水系の給水栓で、これまで検出事例のないかび臭原因物質2項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、原水の水質などから判断して検査の省略が可能であるため、検査回数を減じて年1回検査します。

陰イオン界面活性剤およびフェノール類の2項目については、原水の水質変化のおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であることから検査回数を概ね3年に1回以上とすることができるため、検査回数を減じて年1回検査します。

水質基準項目とは

水道水は水質基準に適合したものでなければならず、水道事業者が検査が義務付けられています。水質基準項目として、一般細菌や水銀、トリハロメタンなど人の健康の保護の観点から31項目、硬度や味、臭気など生活上の支障の有無の観点から20項目の計51項目が設定されており、それぞれの項目について定められた頻度、給水栓で検査することが原則となっています。

ただし、過去の検査結果や原水の水質などから検査回数の減又は省略が可能な項目や、送配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合は浄水施設の出口等で採取した水での検査に代えることが可能な項目があります。

(2) 独自に行う検査

ア 水質管理目標設定項目の検査

全27項目のうち21項目は年1回、農薬類は年1回から4回、従属栄養細菌は年4回、残留塩素は浄水場原水以外で月1回検査します。(表7、表10)

亜塩素酸、二酸化塩素の2項目は、浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないことから、生成される可能性がないため検査を省略しています。また、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は、相関性があり、より精度の高い水質基準項目の有機物(全有機炭素の量)で代替することとし、検査を省略します。

検査地点(表5)は、浄水場原水3か所、浄水3か所、配水池3か所、給水栓15か所とします。なお、仁井田浄水場および松沢浄水場については「秋田県水道水質管理計画」により、水質監視地点に設定されています。

農薬類は、仁井田、豊岩、松沢浄水場の3か所で、原水と浄水について散布時期や使用形態を考慮のうえ、5月から8月まで検査し安全を確認します。(表10)

上記以外に、ネオニコチノイド系農薬であるジノテフランについては、仁井田、豊岩浄水場の2か所で、原水と浄水について散布時期である8月と散布時期以外の5月と11月に年6回程度検査します。

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、全5浄水場の原水と浄水で年1回検査します。(表7)

イ 要検討項目の検査

ダイオキシン類について、主な取水源である雄物川表流水の代表地点として、仁井田浄水場原水と浄水で年1回検査します。(表8)

ウ 原水の検査

浄水場原水は、水源の水質監視と適切な浄水処理を行うために、水質基準項目(表6)に準じた項目を全5浄水場で検査します。(表5)

エ クリプトスポリジウム等の検査

耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウムおよびジアルジア)は、仁井田、豊岩、仁別、俄沢浄水場の原水4か所で年4回検査します。(表9)

また、汚染のおそれを示す指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)については、年4回から12回自己検査します。(表9)

なお、全ての浄水場でクリプトスポリジウム等の対策が講じられています。

○水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき汚染のおそれを判断し、必要となる検査等を行っています。

汚染のおそれの判断		指標菌の検出	該当する浄水場
↑ 高 低	レベル4	事例あり	仁井田浄水場、豊岩浄水場
	レベル3	事例あり	仁別浄水場、俄沢浄水場
	レベル2	なし	—
	レベル1	なし	松沢浄水場

5 水質検査方法

水質基準項目の水質検査は、国が定めた方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で行います。

また、水質管理目標設定項目の水質検査については水質基準項目に準じて検査します。

6 臨時水質検査

給水栓の水が水質基準に適合しないおそれのある次の場合に、水質基準項目について検査し、水道水の安全性の確保に努めます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域およびその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査の自己／委託の区分

水質検査は基本的に自己検査としますが、次の検査は外部分析機関に委託します。
(表7から表10)

- (1) 農薬類（イプフェンカルバゾン、カルボフラン、テフリトリオン、ピラクロニル、ジノテフラン）
- (2) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
- (3) ダイオキシン類
- (4) クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウムおよびジアルジア）

8 水質検査計画と水質検査結果の公表

毎月の検査結果は速報値として上下水道局ホームページに掲載します。

また、この「水質検査計画」とすべての水質検査結果を記載する「水質年報」は、同ホームページおよび次の窓口で閲覧できます。

- (1) お客様センター（上下水道局川尻庁舎）
- (2) 資料閲覧コーナー（市役所分館1階）
- (3) 市民サービスセンター（北部、南部、西部、東部、河辺、雄和）、駅東サービスセンター
- (4) 中央図書館明德館、秋田県立図書館
- (5) 仁井田浄水場、豊岩浄水場

9 水質検査の精度と信頼性保証

原則として水質基準の10分の1まで測定することとし、法令に定められた精度を維持します。また、国で行う外部精度管理に参加し、信頼性の確保に努めます。

秋田市上下水道局は平成22年3月に公益社団法人日本水道協会の「水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）」の認定を取得し、維持してきました。この認定は、上下水道局が行う水質検査が適正に実施されており、検査における品質管理と技術力が高い水準にあると認められるものです。

今後も、安全で良質な水道水を安心してご利用いただけるよう、引き続き適切な水質管理と検査精度の維持と向上に努め水質検査を行います。



JWWA-GLP60
水道GLP認定

水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）の認定証および付属書（令和4年9月更新時）と認定マーク

10 関係機関との連携

取水地点の上流又は周辺地域で水質事故が発生した場合、「雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会」の緊急連絡体制などにより速やかに情報を収集し、関係機関（国土交通省、秋田県、県内各市町村、消防機関、警察署など）と連携して原因の調査を行い、安定した水質管理に努めます。

11 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに水質検査結果の最大値や平均値を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、お客様のご意見・ご要望は、今後の水質検査策定の参考とさせていただきます。

検査地点と検査の種類

表 5

浄水場	配水池系	種別	毎日検査		基準項目および独自に行う検査				備考	
			地点番号	検査地点	地点番号	検査地点	水質基準項目	水質管理目標設定項目		
仁井田浄水場	—	原水			1	仁井田浄水場	○	○	雄物川表流水	
	—	浄水			2	仁井田浄水場	○	○		
	手形山	配水池				3	手形山配水池	○	○	
			給水栓	1	金足岩瀬	4	金足小泉	○	○	
		2		金足黒川	5	上北手百崎	○	○		
		3		上新城五十丁	6	太平山谷	○	○		
		4		土崎港相染町						
		5		山内字松原						
		6		上北手百崎						
		7		太平八田						
	8	太平山谷								
	豊岩	配水池				7	豊岩配水池	○	○	
			給水栓	9	大町五丁目	8	豊岩小山	○	○	
		10		豊岩小山	9	山王六丁目	○	○		
	11	四ツ小屋								
	御所野	給水栓	12	上北手大山田	10	御所野元町	○	○		
	椿川	給水栓	13	雄和平沢	11	雄和平沢	○	○		
	平尾鳥	給水栓	14	雄和平尾鳥	12	雄和戸賀沢	○	○	雄和ポンプ場 経由	
			15	雄和戸賀沢						
高区	給水栓	16	雄和椿川	13	雄和椿川	○	○			
竹ノ花	給水栓	17	雄和女米木	14	雄和女米木	○	○	清水木ポンプ場 経由		
		18	雄和神ヶ村							
		19	雄和萱ヶ沢							
豊岩浄水場	—	原水			15	豊岩浄水場	○	○	雄物川表流水	
	—	浄水			16	豊岩浄水場	○	○		
	浜田	配水池				17	浜田配水池	○	○	
			給水栓	20	寺内鶴ノ木	18	新屋元町	○	○	
		21		下浜名ヶ沢	19	下浜名ヶ沢	○	○		
					20	寺内鶴ノ木	○	○		
仁別浄水場	—	原水			21	仁別浄水場	○		地下水	
	—	浄水			22	仁別浄水場	○			
	仁別	給水栓	22	山内字藤倉	23	山内字藤倉	○			
松測浄水場	—	原水			24	松測浄水場	○	○	地下水	
	—	浄水			25	松測浄水場	○	○		
	七曲	給水栓	23	河辺畑谷	26	河辺戸島	○	○		
	和田	給水栓	24	河辺諸井	27	河辺諸井	○	○		
俄沢浄水場	—	原水			28	俄沢浄水場	○		地下水	
	—	浄水			29	俄沢浄水場	○			
	上野	給水栓	25	河辺神内字坂ノ下	30	河辺高岡	○			
			26	河辺三内字外川原						
			27	河辺神内字妙見						
	俄沢	給水栓	28	河辺三内字高畑	31	河辺三内	○			
29			河辺岩見字鶴養							

※ 原水は水質基準に準じて検査を実施。

※ 図1、図2 定期水質検査地点参照

水質基準項目の検査

表6

番号	項目	基準値 [mg/L]	過去3年間 (R1~R3年度) の最大値 (給水栓*1) [mg/L]	法定 検査回数 (給水栓 に適用)	水道水の検査回数				独自の検査回数		備考	
					雄物川表流水		地下水		雄物川 原水	地下水 原水		
					浄水場 浄水	給水栓	浄水場 浄水	給水栓				
1	一般細菌	100個/mL	0	月1回以上	12	12	4	12	12	4	病原微生物	
2	大腸菌	不検出	陰性		12	12	4	12	12	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	3カ月に1回 以上	4		4		4	4	金属類	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005		4		4		4	4		
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		4		4		4	4		
6	鉛及びその化合物	0.01	0.003		4	4(1)*2	4	4	4	4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		4		4		4	4		
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002		4	4	4	4	4	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.005	3カ月に1回 以上	4		4		4	4	無機物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		4	4	4	4	4	4	消毒 副生成物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.4		4		4		4	4	無機物	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.18		4		4		4	4		
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.1	4		4		4	4	一般 有機物		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	4		4		4	4			
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	4		4		4	4			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002	3カ月に1回 以上	4		4		4		4	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001		4		4		4		4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001		4		4		4		4	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001		4		4		4		4	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	4		4		4	4			
21	塩素酸	0.6	0.14	3カ月に1回 以上	4	4	4	12				消毒 副生成物
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		4	4	4	4				
23	クロロホルム	0.06	0.027		4	4	4	4				
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.008		4	4	4	4				
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.009		4	4	4	4				
26	臭素酸	0.01	<0.001		4	4	4	4				
27	総トリハロメタン	0.1	0.048		4	4	4	4				
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.011		4	4	4	4				
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.015		4	4	4	4				
30	ブromホルム	0.09	0.002		4	4	4	4				
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	4	4	4	4					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.01	3カ月に1回 以上	4	4	4	4	4	4	着色	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.06		12	12	4	12	12	4		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.07		12	12	4	12	12	4		
35	銅及びその化合物	1.0	0.02		4	4	4	4	4	4		
36	ナトリウム及びその化合物	200	16.9	4	1	4	1	4	4	味		
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.006	12	12	4	12	12	4	着色		
38	塩化物イオン	200	28.1	月1回以上	12	12	4	12	12	4	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	58	3カ月に1回 以上	4	1	4	1	4	4		
40	蒸発残留物	500	133		4	1	4	1	4	4		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1		1		1	1	発泡		
42	ジェオスミン	0.00001	0.000006	発生時期 月1回以上	6	6	1	1	6	1	かび臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000003		6	6	1	1	6	1		
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	3カ月に1回 以上	4		4		4	4	発泡	
45	フェノール類	0.005	<0.0005		1		1		1	1	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.1	月1回以上	12	12	4	12	12	4	味	
47	pH値	5.8~8.6	7.6		12	12	4	12	12	4	基礎的性状	
48	味	異常なし	異常なし		12	12	4	12				
49	臭気	異常なし	異常なし		12	12	4	12	12	4		
50	色度	5度	0.9		12	12	4	12	12	4		
51	濁度	2度	0.1	12	12	4	12	12	4			

※ 検査回数と検査月 1 2回：毎月、6回：5月から10月まで毎月、4回：概ね3カ月に1回、1回：7月
 ※ 水道法施行規則第15条関係
 検査の省略 過去に基準値の2分の1を超えて検出されることがなく、水源状況等を勘案し検査を省略可能。
 検査回数の減 水源の状況等から原水水質変化のおそれが少なく、過去3年間基準値の10分の1以下であるため検査回数を減。
 給水栓以外での検査 送配水施設内で濃度が上昇しないことが確認されているため、浄水場の浄水で検査可能。
 *1 給水栓以外での検査の場合浄水場浄水の値
 *2 配水池は1回

水質管理目標設定項目の検査

表7

番号	項目	目標値 [mg/L]	検査回数			検査月	備考
			浄水場 原水	浄水場 浄水	給水栓		
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	1	1	7	金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定)	1	1	1		
3	ニッケル及びその化合物	0.02	1	1	1		
4	削除	削除	/			—	一般 有機物
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1	1	—	7	
6	削除	削除	/			—	
7	削除	削除	/			—	
8	トルエン	0.4	1	1	—	7	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) ※	0.08	1	1	—	—	消毒副生成物
10	亜塩素酸	0.6	二酸化塩素不使用のため検査を省略			—	消毒剤
11	削除	削除	/			—	消毒 副生成物
12	二酸化塩素	0.6	二酸化塩素不使用のため検査を省略			—	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定)	—	1	1	7	消毒 副生成物
14	抱水クロラール	0.02 (暫定)	—	1	1		
15	農薬類	検出値と目標値の比 の和として1以下	農薬類 (表10) 参照			5~8	農薬
16	残留塩素	1	—	12	12	毎月	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100	水質基準項目に含む			—	味
18	マンガン及びその化合物	0.01	水質基準項目に含む			—	着色
19	遊離炭酸	20	1	1	1	7	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1	1	—		臭気
21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02	1	1	—		
22	有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	3	全有機炭素(TOC)の量で代替			—	味
23	臭気強度(TON)	3	1	—	—	7	臭気
24	蒸発残留物	30~200	水質基準項目に含む			—	味
25	濁度	1度	水質基準項目に含む			—	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	水質基準項目に含む			—	腐食
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1以上0	1	1	1	7	
28	従属栄養細菌	2,000CFU/mL (暫定)	4	4	4	3カ月に1回	病原微生物
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1	—	7	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	水質基準項目に含む			—	着色
31	ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	2物質の量の和とし て0.0005mg/L (暫定)	1	1	—	7	一般有機物

※ 仁井田浄水場の原水および浄水で実施。

要検討項目の検査

表8

番号	項目	目標値 [pg-TEQ/L]	検査回数			検査月	備考
			雄物川 原水	浄水場 浄水	給水栓		
1	ダイオキシン類	1 (暫定)	1	1	—	8	

※ 仁井田浄水場の原水および浄水で実施。

クリプトスポリジウム等の検査

表9

番号	項目	単位	検査回数			検査月	備考
			雄物川 原水	地下水 原水	給水栓		
1	大腸菌 (定量)	MPN/100mL	12	4	—	毎月 (地下水: 3カ月に 1回)	クリプトスポリジウ ム等指標菌
2	嫌気性芽胞菌	CFU/100mL	4	4	—	3カ月に1回	
3	クリプトスポリジウム等	個/10L	4	4	—	3カ月に1回	

※ クリプトスポリジウム等の検査は浄水場4地点 (仁井田、豊岩、仁別、俄沢) で実施。

農薬類の検査

表 10

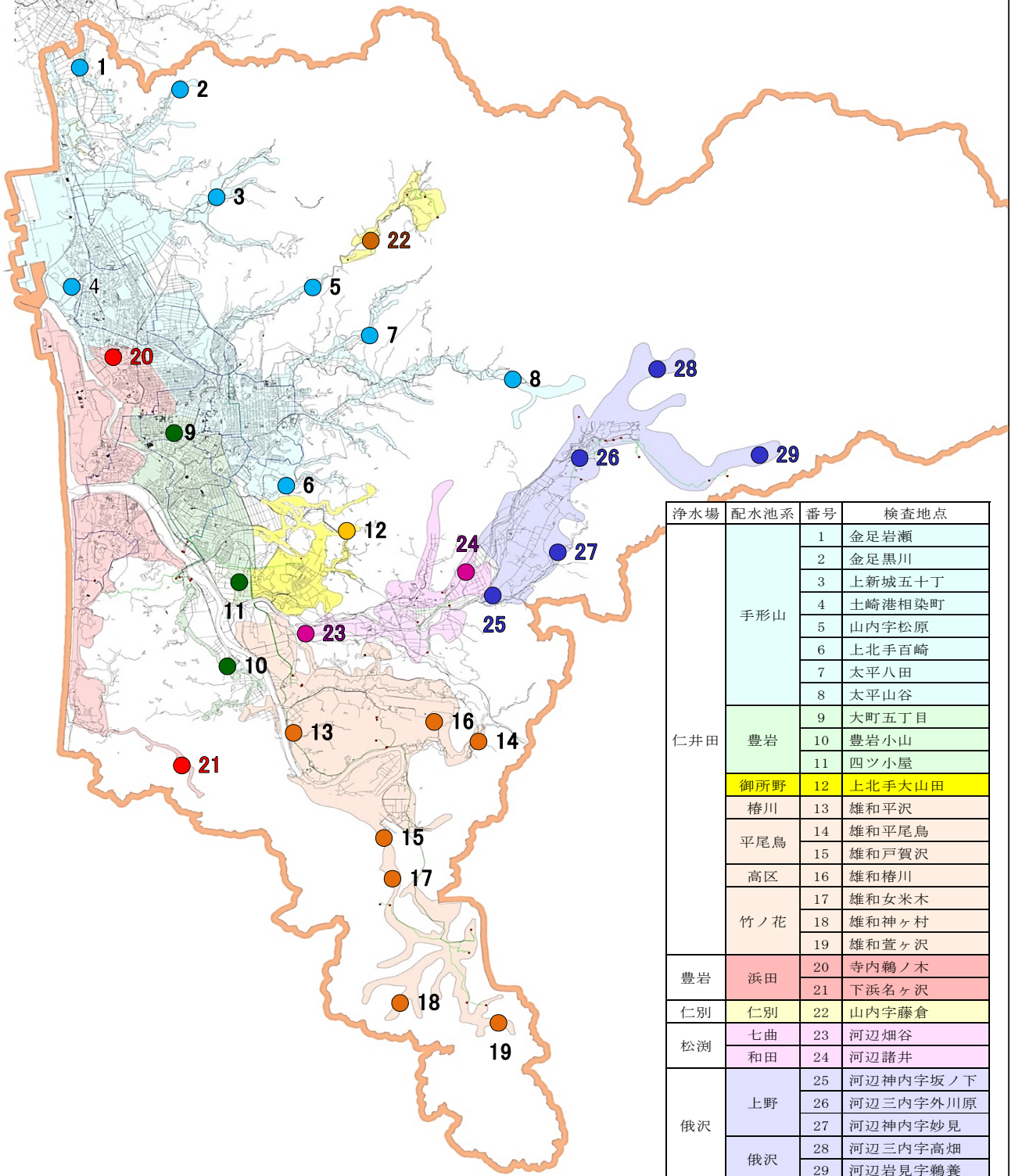
項目番号	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	項目	目標値 [mg/L]	検査回数	項目番号	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	項目	目標値 [mg/L]	検査回数
1	○			1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05		58	○	○		チウラム	0.02	
2			○	2,2-DPA(ダラボン)	0.08		59	○	○		チオジカルブ	0.08	
3			○	2,4-D (2,4-PA)	0.02	4	60	○	○		チオファネートメチル	0.3	
4	○			EPN	0.004		61			○	チオベンカルブ	0.02	
5			○	MCPA	0.005		62			○	テフリルトリオン	0.002	1
6			○	アシュラム	0.9		63			○	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	
7	○	○		アセフェート	0.006		64			○	トリクロピル	0.006	
8			○	アトラジン	0.01		65	○			トリクロルホン (DEP)	0.005	
9			○	アニロホス	0.003		66	○	○		トリシクラゾール	0.1	
10	○			アミトラズ	0.006		67			○	トリフルラリン	0.06	
11			○	アラクロール	0.03	4	68			○	ナプロバミド	0.03	
12	○			イソキサチオン	0.005		69			○	パラコート	0.01	
13		○		イソフェンホス	0.001		70			○	ピペロホス	0.0009	
14	○			イソプロカルブ (MIPC)	0.01		71			○	ピラクロニル	0.01	1
15	○	○		イソプロチオラン (IPT)	0.3	4	72			○	ピラゾキシフェン	0.004	
16			○	イブフェンカルバゾン	0.002	1	73			○	ピラゾリネート (ピラズレート)	0.02	
17		○		イプロベンホス (IBP)	0.09		74	○			ピリダフェンチオン	0.002	
18	○	○		イミノクタジン	0.006		75			○	ピリブチカルブ	0.02	
19			○	インダノファン	0.009		76	○	○		ピロキロン	0.05	4
20			○	エスプロカルブ	0.03		77	○	○		フィプロニル	0.0005	
21	○	○		エトフェンブロックス	0.08		78	○	○		フェニトロチオン (MEP)	0.01	4
22	○			エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01		79	○	○		フェノプカルブ (BPMC)	0.03	
23			○	オキサジクロメホン	0.02		80	○	○		フェリムゾン	0.05	
24	○	○		オキシ銅 (有機銅)	0.03		81	○			フェンチオン (MPP)	0.006	
25	○	○		オリサストロビン	0.1		82	○	○		フェントエート (PAP)	0.007	
26	○			カズサホス	0.0006		83			○	フェントラザミド	0.01	
27	○		○	カフェンストロール	0.008	4	84	○	○		フサライド	0.1	4
28	○	○	○	カルタップ	0.08		85			○	ブタクロール	0.03	4
29	○			カルバリル (NAC)	0.02		86			○	ブタミホス	0.02	
30		代謝物		カルボフラン	0.0003	3	87	○	○		ブプロフェジン	0.02	
31			○	キノクラミン (ACN)	0.005		88			○	フルアジナム	0.03	
32		○		キャプタン	0.3		89			○	ブレチラクロール	0.05	4
33			○	クミルロン	0.03		90			○	プロシミドン	0.09	
34			○	グリホサート	2		91	○			プロチオホス	0.007	
35			○	グルホシネート	0.02		92			○	プロピコナゾール	0.05	
36			○	クロメプロップ	0.02		93			○	プロピザミド	0.05	
37			○	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001		94	○	○		プロベナゾール	0.03	
38	○			クロルピリホス	0.003		95	○		○	プロモブチド	0.1	4
39	○	○		クロロタロニル (TPN)	0.05		96			○	ベノミル	0.02	
40			○	シアナジン	0.001		97	○	○		ペンシクロン	0.1	
41	○			シアノホス (CYAP)	0.003		98			○	ベンゾビシクロン	0.09	
42			○	ジウロン (DCMU)	0.02		99			○	ベンゾフェナップ	0.005	
43			○	ジクロベニル (DBN)	0.03		100			○	ペンタゾン	0.2	4
44	○			ジクロルボス (DDVP)	0.008		101			○	ペンディメタリン	0.3	
45			○	ジクワット	0.005		102	○	○		ベンフラカルブ	0.02	
46	○			ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004		103			○	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01	
47	○	○		ジチオカルバメート系農薬	0.005		104				ベンフレセート	0.07	
48			○	ジチオピル	0.009		105	○			ホスチアゼート	0.005	
49			○	シハロホップブチル	0.006		106	○			マラチオン (マラソン)	0.7	
50			○	シマジン (CAT)	0.003		107			○	メコプロップ (MCP)	0.05	4
51			○	ジメタメトリン	0.02	4	108	○			メソミル	0.03	
52	○			ジメトエート	0.05		109	○	○		メタラキシル	0.2	
53			○	シメトリン	0.03	4	110	○			メチダチオン (DMTP)	0.004	
54	○	○		ダイアジノン	0.003		111	○	○		メトミノストロビン	0.04	
55	○	○	○	ダイムロン	0.8		112			○	メトリブジン	0.03	
56	○	○		ダズメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチアネート	0.01		113			○	メフェナセート	0.02	
57	○	○		チアジニル	0.1		114	○	○		メプロニル	0.1	4
							115			○	モリネート	0.005	4

※ の検査は外部分析機関に委託 (以下委託項目とする)。

仁井田浄水場、豊岩浄水場の原水および浄水の委託項目について殺虫剤は6、7月実施。殺菌剤は5、6月実施。除草剤は6月実施。松瀬浄水場の原水および浄水の委託項目について全項目6月実施。

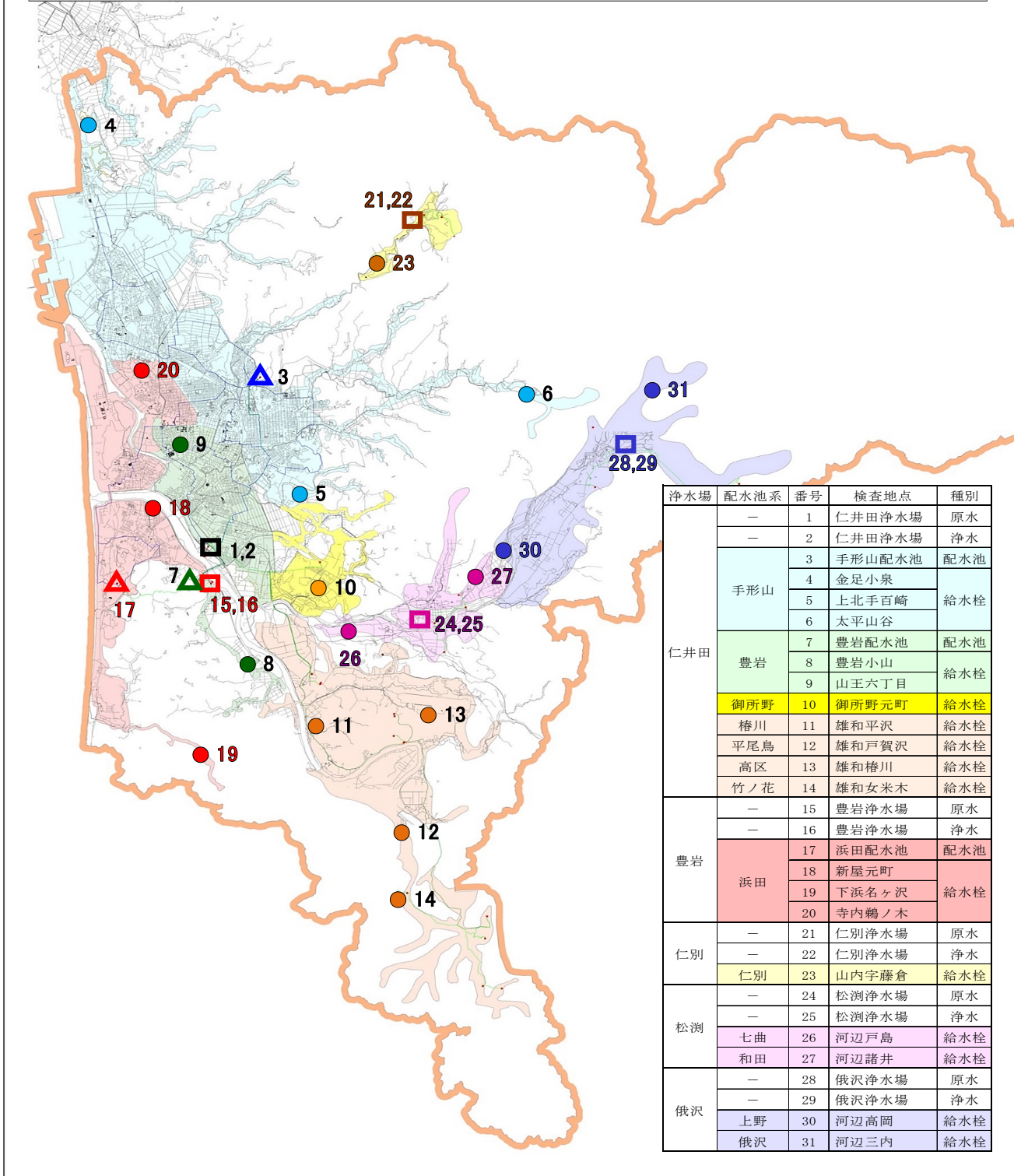
※ は秋田市での過去の検査結果を踏まえ、検査対象外。

図1 定期水質検査地点（毎日検査）【令和6年度】



0 5000

図2 定期水質検査地点（水質基準項目）【令和6年度】



浄水場	配水池系	番号	検査地点	種別	
仁井田	—	1	仁井田浄水場	原水	
	—	2	仁井田浄水場	浄水	
	手形山	—	3	手形山配水池	配水池
		—	4	金足小泉	給水栓
		—	5	上北手百崎	
	—	6	太平山谷	配水池	
	豊岩	—	7		豊岩配水池
		—	8	豊岩小山	給水栓
	—	9	山王六丁目	給水栓	
	御所野	—	10		御所野元町
	椿川	—	11	雄和平沢	給水栓
	平尾島	—	12	雄和戸賀沢	給水栓
	高区	—	13	雄和椿川	給水栓
	竹ノ花	—	14	雄和女米木	給水栓
豊岩	—	15	豊岩浄水場	原水	
	—	16	豊岩浄水場	浄水	
	浜田	—	17	浜田配水池	配水池
		—	18	新屋元町	給水栓
		—	19	下浜名ヶ沢	
—	20	寺内鶴ノ木	給水栓		
仁別	—	21	仁別浄水場	原水	
	—	22	仁別浄水場	浄水	
	仁別	—	23	山内宇藤倉	給水栓
松測	—	24	松測浄水場	原水	
	—	25	松測浄水場	浄水	
	七曲	—	26	河辺戸島	給水栓
	和田	—	27	河辺諸井	給水栓
俄沢	—	28	俄沢浄水場	原水	
	—	29	俄沢浄水場	浄水	
	上野	—	30	河辺高岡	給水栓
	俄沢	—	31	河辺三内	給水栓

水質検査計画についてのお問い合わせ

〒010-1652 秋田市豊岩豊巻字上野164

秋田市上下水道局 浄水課 水質管理室

電 話 018-828-1451

フ ァ ク ス 018-828-6291

E メ ー ル ro-wttp@city.akita.lg.jp

ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

